

職員の懲戒処分の公表について

令和7年2月10日

富岡地域医療企業団では、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 処分の日

令和7年2月10日

2 処分の内容

停職3カ月

3 処分された職員

1. 所属：公立富岡総合病院診療部
2. 職名：医師
3. 年齢：40代

4 事案の概要

パワーハラスメント

被処分者は、昨年末、救急室にて患者の治療方針を巡り、職員（医師）に対して暴言及び侮辱行為を行った事実が確認された。以前にも同様な行為にて、再三の注意・指導を受けたにもかかわらず繰り返されており、職員個人としての人格や尊厳を不当に傷つけ、職場環境の悪化を招いた。

5 処分理由

地方公務員法第29条第2項「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」

第3項「全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合」

第32条 「法令及び上司の命令に従う義務」に対する違反

第33条 「信用失墜行為の禁止」に対する違反

6 関連措置

管理監督責任として、公立富岡総合病院院長を「厳重注意」とした。

7 企業長コメント

患者の命と健康を守り、信頼されるべき職にある職員が、このようなハラスメント行為を起こしたことは、住民の皆様の信頼を裏切る行為で、誠に遺憾であり深くお詫び申し上げますとともに、信頼の回復に向け再発防止に努めてまいります。

問合せ先
事務部総務課
電話 0274-63-2111